

大名みえ子です

2015. 11. 13 No.304

東海村村松 2401-2

電話・fax 029-284-0761

「日本原電東海第2原発で過酷事故が起きた場合において、具体的な避難計画の策定ができないかぎり再稼働は認めないとする意見書採択を求める」請願書→

日本共産党は「採決すべき」。多数議員は、「採決せず、審議未了」とする



東海第二原発

今期の村議会は、来年1月31日をもって任期満了となります。そのため、1月19日告示、24日投票で村議選挙が行われることがすでに発表されています。

そうした状況の下、2013年6月議会に提出された上記請願の審査を行ってきた原子力問題調査特別委員会は、11月11日委員会を開催。今期最後の12月議会を前に、「請願の取り扱いについて」との議題で

議論しました。私（日本共産党）は、「2年半近く審査してきた請願であること。議会はまもなく改選を迎えること。請願を受理した議会議員としてきちんと判断をくだし採決すべき。請願の趣旨をふまえ、福島の現状を見れば、なおさら委員会採決を行い、12月議会本会議に報告すべき」と、採決することを主張しました。



4年前の12月、駅西公園の線量測定

しかし、新政会の議長を除く5議員、新和とうかいの全4議員、公明党の全2議員、光風会の1議員が「避難計画ができていない」「判断できる状況ではない」「国・村の動きを確認してから判断下す」…など、採決はしないで「審議未了」とすることを主張しました。

山田村長も「避難計画ができない限り再稼働は認めない」、ではないか

「避難計画ができない限り再稼働は認めない」という観点については、山田村長やひたちなか市の



私の線量測定器

の本間市長など、県央首長懇でも多くが述べていた点ではないでしょうか。実際避難計画ができたかどうかは主眼ではなく、「できない限り再稼働は認めない…」は、ごく当たり前の感覚ではないでしょうか。「審議未了」を主張した議員らの採決を拒む理由は、『再稼働は認めない』という表現のある請願を採択はできない。

だからと言って『不採択』にするのは特に選挙を前にした状況下で住民から受け入れられるのか、この際は判断を下さないほうが得策」と、考えたのではないのでしょうか。仮にそうであるとすれば、議員とは、議会とはいったん何なのか疑ってしまいます。

原電職員が、録音機を隠して委員会議論を録音

この日の原特委員会では、傍聴していた原電職員が、ボイスレコーダーを書類の下に置き（委員席から見えた）、委員会の議論を録音していました。途中で気づき、事務局の方に注意して頂きましたが、議長（委員長）の許可なく録音器を持ち込むことは規則違反です。

たびたび傍聴に来ている原電職員が、規則を平気で破る、こうした姿勢は住民から原発操業への信頼が得られると思っているのでしょうか。

私達住民が原電を訪問し会議室で申し入れなど行ったとき、私たち住民には「録音はしないしてほしい」ときつく言い、原電側は録音しているという状況があります。住民・役場・議会・各事業所間の信頼関係は大変重要であり、各人が真剣に努力が求められているのはあまりに当然です。